

米子市情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表（案）

改 正 後	改 正 前
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審査会は、実施機関（米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）第2条第1号に規定する実施機関（<u>議会を除く。</u>）及び米子市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年米子市条例第 号）第2条第1号に規定する実施機関<u>並びに議会をいう。</u>以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) [省略]</p> <p style="text-align: right;">[削除]</p> <p style="text-align: right;">[削除]</p> <p>(2) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による審査請求に関する事項</u></p> <p>(3) <u>米子市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定による意見の聴取に関する事項</u></p> <p>(4) [省略]</p> <p>(5) <u>米子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年米子市条例第 号）第45条の審査請求に関する事項</u></p> <p>(6) <u>米子市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による意見の聴取に関する事項</u></p> <p>2 [省略]</p> <p><u>（行政不服審査法の準用）</u></p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審査会は、実施機関（米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）第2条第1号に規定する実施機関及び<u>米子市個人情報保護条例（平成17年米子市条例第23号）第2条第1号</u>に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) <u>米子市個人情報保護条例第7条第2項第6号及び第3項第2号の規定による個人情報の収集に関する事項</u></p> <p>(3) <u>米子市個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定による保有個人情報の目的外利用等に関する事項</u></p> <p>(4) <u>米子市個人情報保護条例第29条第1項の審査請求に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>(5) [省略]</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>2 [省略]</p>

第6条の2 審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第168号）

第81条第1項の規定に基づく機関として、第2条第1項第2号に規定する事項に係る諮問に応じる。

2 第2条第1項第2号に規定する事項に係る審査会の調査審議の手續は、個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第5章第2節第2款に定めるところによるほか、次条、第8条第1項から第3項まで、第10条及び第11条に定めるところによる。

（審査請求に係る部会審査）

第7条 審査会は、諮問された特定の事案に係る第2条第1項第1号、第2号又は第5号に規定する事項（以下「審査請求に係る事項」という。）について調査審議を行わせるため、必要に応じ、部会を設けることができる。

2～4 [省略]

5 部会の会議については、第6条（第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会の長」と、同条第3項中「委員の過半数」とあるのは「当該部会に属する委員の過半数」と読み替えるものとする。

6 [省略]

（審査会の調査権限）

第8条 審査会（前条第1項の部会を含む。以下第11条までにおいて同じ。）は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった処分に係る公文書

[新設]

（審査請求に係る部会審査）

第7条 審査会は、諮問された特定の事案に係る第2条第1項第1号又は第4号に規定する事項（以下「審査請求に係る事項」という。）について調査審議を行わせるため、必要に応じ、部会を設けることができる。

2～4 [省略]

5 部会の会議については、前条（第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会の長」と、同条第3項中「委員の過半数」とあるのは「当該部会に属する委員の過半数」と読み替えるものとする。

6 [省略]

（審査会の調査権限）

第8条 審査会（前条第1項の部会を含む。以下第11条までにおいて同じ。）は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった処分に係る公文書

(米子市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は保有個人情報(個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報及び米子市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

## 2・3 [省略]

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事項に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第13条において同じ。)又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項若しくは前条第1項の規定による意見書若しくは資料の提出又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面(同法第74条に規定する主張書面をいう。以下この条において同じ。)若しくは資料の提出があったときは、当該意見書若しくは主張書面又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供

(米子市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は保有個人情報(米子市個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

## 2・3 [省略]

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事項に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第13条において同じ。)又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りで

されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。) については、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) を当該意見書若しくは主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは主張書面又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は視聴を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は視聴を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは視聴をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは視聴に係る意見書若しくは主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 [省略]

ない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は視聴を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は視聴を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは視聴をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは視聴に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 [省略]

備考 表中の [ ] の記載は、注記である。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の米子市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱された米子市情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例によ

る改正後の米子市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定により米子市情報公開・個人情報保護審査会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該米子市情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第3条第3項の規定にかかわらず、同日における改正前の条例第3条第2項の規定により委嘱された米子市情報公開・個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行前に改正前の条例第1条に規定する米子市情報公開・個人情報審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、改正後の条例第1条に規定する米子市情報公開・個人情報審査会にされた諮問とみなす。